

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第580号）

2021年11月12日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

## ■ 注目トピックス

## 国家インターネット情報弁公室、データ越境移転安全評価規則の意見募集案を公表

国家インターネット情報弁公室は2021年10月29日、『データ越境移転安全評価弁法』の意見募集案を公布し、パブコメを公開しました。同弁法は『インターネット安全法』（別名：サイバーセキュリティ法。2017年6月施行）、『データ安全法』（今年9月施行）、『個人情報保護法』（今年11月施行）の方針に基づき、中国域外へのデータ提供に際する安全性評価の実施などに関する規定を詳細化するものです。中国のデータ越境移転規制は製造からサービス業まで多岐にわたる分野の企業に大きな影響を与えるため、その動向や今後の運用状況は広く注目されています。パブコメの締切日は2021年11月28日とされています。

## ■ 直近の重要政策

貿易政策

- ✓ 税関総署公告 2021年第87号（『輸出食品生産企業による域外登録の申請管理弁法』の公布に関する公告）  
（税関総署、10/29）

地方政策

- ✓ 北京市政府による『ハイエンド計器設備及びセンサー産業の発展支援に関する若干措置』の発表に関する通知  
（北京市政府、11/1）
- ✓ 上海市発展改革委、市財政局、市経済・情報化委、市住宅都市農村建設管理委、市交通委、市科学技術委による『本市の燃料電池自動車産業の発展支援に関する若干政策』の発表に関する通知  
（上海市政府、11/3）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 国家インターネット情報弁公室、データ越境移転安全評価規則の意見募集案を発表

『データ越境移転安全評価弁法』の意見募集案<sup>1</sup>(以下、弁法)は、「中国本土におけるデータ取扱者(情報処理者)は中国域外に、①中国本土で収集、生成した重要データ、②法により安全性評価の実施が必要な個人情報を提供する場合、弁法に基づき安全性評価を実施しなければならない」と明記しています。弁法はまた、「データ取扱者は域外にデータを提供する前にデータ越境移転リスクの自己評価を事前に実施しなければならない」としています。この自己評価義務は、全てのデータ取扱者によるいかなるデータ越境移転にも適用するとみられます。この他、弁法は安全性評価について、インターネット当局への提出資料や関連手続きなどに関する内容も盛り込んでいます。弁法の主な内容については以下をご参考ください。

## □ 弁法の主要内容

### 安全性評価の申請が必要となる情状

- ✓ データ取扱者による域外へのデータ提供につき以下のいずれかに該当する場合、所在地の省レベルのインターネット情報部門にデータ越境移転の安全性評価を申請しなければならない(第4条)
  - (1) 重要情報インフラ運営者が収集・生成した個人情報及び重要データを扱う場合  
(提供データの数量は問わず)
  - (2) 域外に提供されるデータに重要データが含まれる場合  
(重要データの提供主体と提供データの数量は問わず)
  - (3) 100万人以上の個人情報の取扱者が域外に個人情報を提供する場合  
(100万人以上の個人情報の取扱者によるあらゆる個人情報の越境移転に適用。提供する個人情報の数量は問わず)
  - (4) 域外に累計10万人超の個人情報または累計1万人超の機微な個人情報を提供する場合  
(個人情報を提供する主体を問わず)
  - (5) 国家インターネット情報部門が定めたその他の情状

### 自己評価の内容

- ✓ データ取扱者は域外にデータを提供する前にデータ越境移転リスクの自己評価を行う。以下の項目を中心に評価を実施すること(第5条)
  - (1) データの越境移転及び域外の受取人によるデータ取扱の目的、範囲、方法等の合法性、正当性、必要性
  - (2) 越境移転するデータの数量、範囲、種類、機微度、データ越境移転が国の安全、公共利益、個人または組織団体の合法的な権益に与えかねないリスク
  - (3) データ取扱者のデータ移転段階での管理及び技術措置、能力等がデータの漏洩、毀損等のリスクを防止できるか否か
  - (4) 域外の受取人が誓約する責任・義務及びその履行に係る管理及び技術措置、能力等が越境移転されるデータの安全を保障できるか否か
  - (5) データ越境移転及び再移転後の漏洩、毀損、改ざん、濫用等のリスク、個人による個人情報権益を守るための経路が明確でスムーズであるか否か
  - (6) 域外の受取人と締結するデータ越境移転関連契約にデータ安全保護責任・義務が十分に約定されているか否か

<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。  
[http://www.cac.gov.cn/2021-10/29/c\\_1637102874600858.htm](http://www.cac.gov.cn/2021-10/29/c_1637102874600858.htm)

## 安全性評価を申請する際の提出資料

- ✓ データ取扱者は、データ越境移転の安全性評価を申請する際、以下の資料を提出しなければならない(第6条)
  - (1) 申請書
  - (2) データ越境移転リスクの自己評価報告書
  - (3) データ取扱者と域外の受取人が締結する予定の契約、またはその他の法的拘束力のある文書等
  - (4) 安全性評価に必要なその他の資料

## 安全性評価の内容

- ✓ データ越境移転の安全性評価は、データ越境移転活動が国の安全、公共利益、個人若しくは組織団体の合法的な権益に与えかねないリスクを中心に評価を実施し、評価項目は主として以下の項目が挙げられる(第8条)
  - (1) データ越境移転の目的、範囲、方法等の合法性、正当性、必要性
  - (2) 域外の受取人の所在国・地域のデータ安全保護法令規則及びサイバーセキュリティー環境が越境移転されるデータに与える影響、域外の受取人のデータ保護レベルが中国の法令・強制的国家基準の要求を満たしているか否か
  - (3) 越境移転するデータの数量、範囲、種類、機微さ、越境移転の途中及び後に漏洩、改ざん、紛失、破壊、移転または違法に収集、利用される等のリスク
  - (4) データ安全及び個人情報権益が十分で有効に保障されるか否か
  - (5) データ取扱者と域外の受取人との間の契約にデータ安全保護責任・義務が十分に約定されているか否か
  - (6) 中国の法令規則の遵守状況
  - (7) 国のインターネット情報部門が評価を必要とするその他の事項

## 域外の受取人と締結した契約の内容

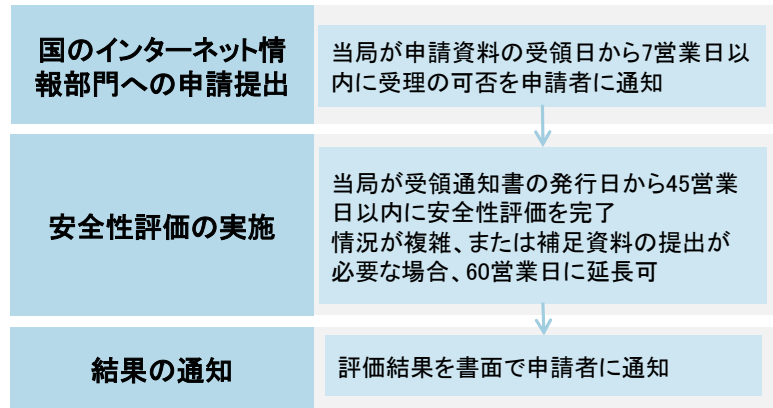
- ✓ データ取扱者が域外の受取人と締結した契約は、データ安全保護責任・義務を十分に約定しなければならない。内容には以下の事項を含むがこの限りではない(第9条)
  - (1) データの越境移転の目的、方法、データの範囲、域外の受取人によるデータ取扱の用途、方法等
  - (2) データの域外での保存場所、期限、保存期限満了後・約定した目的達成後・契約終了後の取扱措置
  - (3) 域外の受取人による越境移転されたデータのその他の組織・個人への再移転を制限する条項
  - (4) 域外の受取人が実質的支配権もしくは事業内容に実質的な変化が生じ、または所在国・地域の法的環境に変化が生じたことにより、データの安全を保障できなくなった場合にとるべき安全措置
  - (5) データ安全保護義務に違反した場合の違約責任、拘束力のあるかつ執行可能な紛争解決条項
  - (6) データ漏洩等のリスクが発生した際、緊急対応措置を適切に実施し、個人による個人情報権益保護に関するルートの円滑さを確保する

## 安全性評価の有効期限、再評価等

- ✓ 安全評価結果の有効期限は2年とし、有効期限満了後に以下のいずれかの情状がある場合には、改めて評価を申請しなければならない(第12条)
  - (1) 域外に提供するデータの目的、方法、範囲、種類、域外の受取人のデータ取扱の用途、方法が変化する、または個人情報・重要データの域外での保存期限が延長される
  - (2) 域外の受取人の所在国・地域の法的環境の変化、データ取扱者もしくは域外の受取人の実質的支配権の変化、データ取扱者が域外の受取人と締結した契約の変化等が、越境移転されたデータの安全に影響を与えかねない
  - (3) 越境移転されたデータの安全に影響を与えかねないその他の情状
- ✓ 有効期間満了前に、従来のデータ越境移転活動を継続しようとする場合には、データ取扱者は有効期限満了60営業日前までに改めて評価を申請しなければならない
- ✓ インターネット情報部門は、安全性評価を通過したデータ越境移転が実際の取扱過程でデータ越境移転に関する安全管理要求を満たさなくなったことを発見した場合、評価結果を取り消し、データ取扱者に通知しなければならない。データ取扱者はデータ越境移転を終了しなければならない。データ取扱者がデータ越境移転を継続しようとする場合には、要求に従い是正し、是正完了後に改めて安全性評価を申請しなければならない(第16条)

弁法第 7、11 条は安全性評価の申請等に関する手続きを明確にしています。具体的には、図表 1 をご参考ください。また、第 13 条は、「申請資料に不備があり、時間内に資料補足もしくは訂正ができない場合、国のインターネット情報部門は評価を中止する。申請資料に不実の内容がある場合、評価を不合格とする」としています。

【図表 1】安全性評価関連手続き

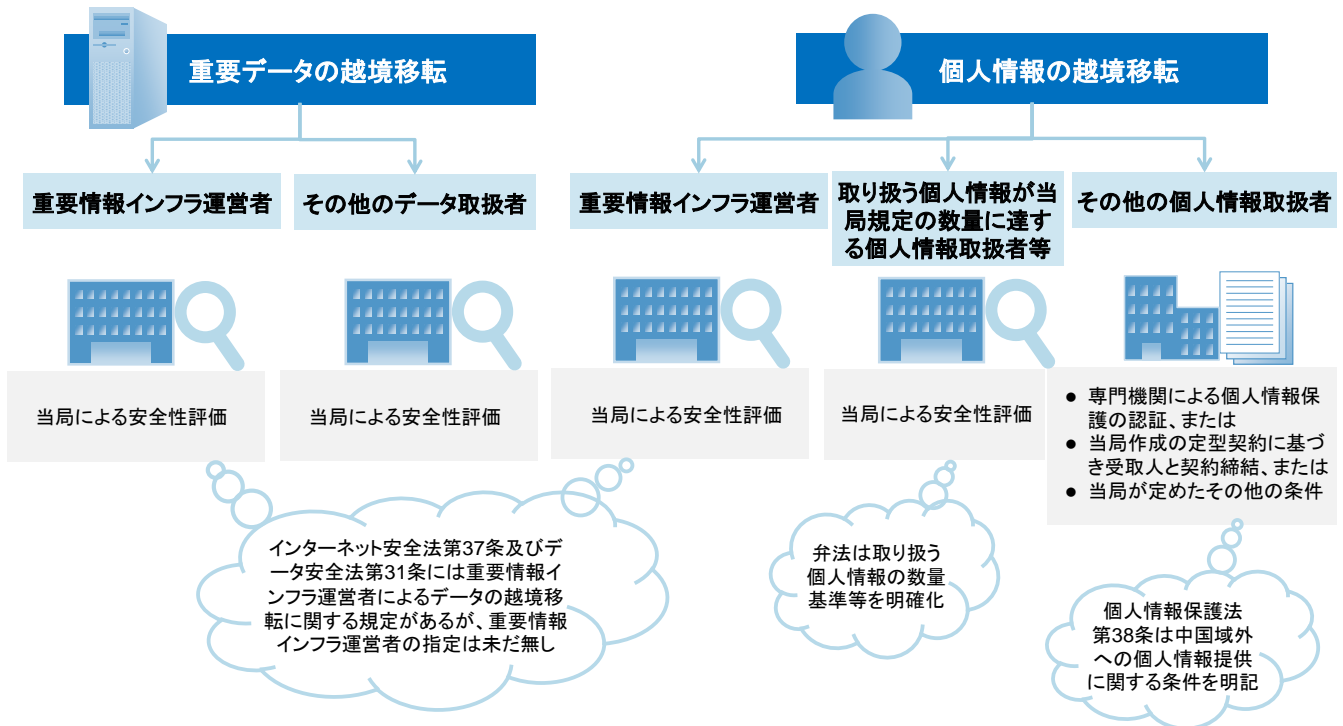


(弁法に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 当局の出方に注視しながら慎重に対応

弁法は、データ管理体制の柱に位置付けられているインターネット安全法、データ安全法と個人情報保護法と共に、データ越境移転規制の大枠を規定するものとなっています(図表 2 をご参照)。越境移転の対象データの種類(重要データ、個人情報)及びデータの提供主体(重要情報インフラ運営者等)により異なる条件が設けられていますが、重要データの定義や重要情報インフラ運営者の範囲等につき、現行ルールにて明確にされていない部分は依然として存在しています。

【図表 2】データ越境移転規制のイメージ



(弁法、個人情報保護法等に基づき、中国アドバイザー一部作成)

今年後半に入り、個人情報保護法等のデータ越境移転規制の実施に伴い、中国本土における大量の個人情報を取り扱うインターネット企業等が当局から調査を受けたり、事業方針の転換を迫られているなどとする報道が相次いで出ています。関連企業の動きについては図表3をご参考ください。

現在、不明確な点が残っていますが、中国当局は関連法整備に向けて、弁法を含めて、多くのルールやガイドラインを公布していくと予想されています。また、安全性評価の内容について、移転先となる国・地域の関連法体制も審査対象になっているため、今後、規制当局間の協働・協議も重要であるとみられます。

各企業にとっては、業種やデータ取扱状況によってデータ越境移転規制への対応策が異なりますが、データ越境移転を含めて、社内のデータ取扱状況を調査・整理し、リスク評価を行い、その結果に応じて対応策を講じる必要があります。なお、今後の関連立法及び法執行の状況に基づきコンプラ上の調整の可能性も想定されるため、引き続き当局の出方を注意深く見守る必要があると思われれます。

**【図表3】個人情報保護法等のデータ越境移転規制を背景とした企業の動向**

企業	出来事
滴滴出行 (ディディ)	国家インターネット情報弁公室は今年7月16日、データ保護などを理由に配車サービス大手の滴滴出行に対し立ち入り調査に乗り出したと発表した。国家インターネット情報弁公室や公安部、国家安全部など7部門が共同で立ち入り調査を実施
老虎証券 (タイガー・ブローカーズ)	オンライン証券のタイガー・ブローカーズは9月末から中国人投資家向けの仮想通貨関連金融商品等の取引を中止する他、個人情報保護法などへの対応をめぐってコンプラ上の調整に取り組んでいると発表
リンクトイン (LinkedIn)	米大手SNSのリンクトインは10月14日、中国でのSNS事業から撤退すると発表した。求人情報に特化した新サービスを年内に開始する予定、ソーシャルフィードなどの機能は事実上削除
ヤフー	ヤフーは11月1日付で中国本土からの一連のサービスへのアクセス停止を発表。「中国事業及び法的環境が厳しくなっているため、中国から撤退した」と説明
アップル (Apple)	アップルは11月初め、中国本土のユーザーに対し個人情報保護法への対応について準備が整ったとの通知メールを送信

(各公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成)



## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

### 貿易政策

税関総署公告 2021 年第 87 号（『輸出食品生産企業による域外登録の申請管理弁法』の公布に関する公告）  
（原文：海关总署公告 2021 年第 87 号（关于发布《出口食品生产企业申请境外注册管理办法》的公告））  
税関総署 2021 年 10 月 29 日公布、2022 年 1 月 1 日実施

#### 【主要内容】

- 税関総署は中国本土における輸出食品メーカーによる域外での登録申請の規範化を図り、『中華人民共和国食品安全法』、『中華人民共和国輸出入商品検査法』及び『中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法』等の法令規則に基づき、国家認証認可監督管理委員会が2002年12月19日に公布した『輸出食品生産企業による域外衛生登録の申請管理弁法』を改訂し、本弁法として策定、公布した
- 外国・地域が中国から製品を輸出した食品メーカーに対し登録管理を実施する、かつ税関の推薦を求める場合、税関総署は当該国・地域の管理当局に対し推薦を行う。輸出食品メーカーはその製品を輸出する前に、輸出先となる国・地域の管理当局から登録認可を取得しておく必要がある
- 輸出食品メーカーは域外での登録を申請する際、①輸出食品メーカーとしての届け出手続きが実施済み、②食品トレーサビリティシステムの導入など、食品の生産、加工及び流通の各段階が中国の法令規則に適合する、③輸出先となる国・地域の規制等に適合する、④食品の安全や信用状況などが良好であるという条件を満たさなければならない
- 輸出食品メーカーは域外での登録を申請する際、オンラインシステムを通じ所在地の税関総署に対し、①域外登録申請書及び自己評価表、②生産状況（工場・作業場の案内図や生産プロセス及び画像等）、工法等に関する基本情報、③導入された食品トレーサビリティシステムに関する資料、④輸出先となる国・地域が求める付属資料を提出しなければならない
- 本弁法は2022年1月1日より実施する。『輸出食品生産企業による域外衛生登録の申請管理弁法』は廃止となる

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3976149/index.html>

### 地方政策

北京市政府による『ハイエンド計器設備及びセンサー産業の発展支援に関する若干措置』の発表に関する通知

（原文：北京市人民政府印发《关于支持发展高端仪器装备和传感器产业的若干政策措施》的通知）

京政発〔2021〕31号

北京市政府 2021 年 11 月 1 日公布

#### 【主要内容】

- 北京市政府は『北京市ハイレベル・精密・先端産業発展の第14次五カ年計画』を着実に実行するために、同若干措置を策定し、ハイエンド計器設備及びセンサーメーカーによる先端汎用ユニットや中核設備及び材料、工法などの研究開発、産学研連携による技術成果の実用化を支援する方針を示した
- ハイエンド計器設備及びセンサー産業を中心としたクラスター、イノベーションセンターなどの建設を推進し、投資額（実行ベース）に基づき一定比率の奨励金を支給する
- 高いイノベーション力を有するスタートアッププロジェクトを支援するため、政府による10%を上限とする持分出資を実施する
- ハイエンド計器設備及びセンサー産業向け投資ファンドの組成を奨励する
- ハイエンド計器設備及びセンサーメーカーに対し、事業用不動産の購入や家賃などにつき補助金を支給する
- ハイエンド計器設備及びセンサーメーカーの年商が初めて1億元、5億元、10億元、20億元或いは50億元を超える際、一定の奨励金を支給する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202111/t20211101\\_2525642.html](http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202111/t20211101_2525642.html)

**上海市發展改革委、市財政局、市經濟・情報化委、市住宅都市農村建設管理委、市交通委、市科学技術委による『本市の燃料電池自動車産業の發展支援に関する若干政策』の發表に関する通知**

(原文：市發展改革委、市財政局、市經濟信息化委、市住房城鄉建設管理委、市交通委、市科委印发《关于支持本市燃料电池汽车产业发展若干政策》的通知)

**滬發改規範〔2021〕10号**

**上海市政府 2021年11月3日公布、2021年11月1日實施**

**【主要内容】**

- 上海市發展改革委員會など市政府6部門は、燃料電池車（FCV）の普及拡大を図る産業支援策を發表し、完成車メーカーと基幹部品メーカーに奨励金を支給する方針を打ち出した
- 奨励金の金額は中央政府により付与されたポイント数に基づき決定される。完成車メーカーには1ポイント当たり20万元、組電池やバイポーラ板、イオン交換膜、触媒、カーボンペーパー、エアコンプレッサー、水素循環システムなどの基幹部品を手掛けるメーカーには同3万元をそれぞれ支給する。
- 年間走行距離が2万キロ超の燃料電池貨物車やバスに対し奨励金を支給する。奨励金について、中型トラック（総重量12～31トン）には1台当たり5,000元/年、大型トラック（総重量31トン超）には1台当たり2万元/年、バスには1台当たり1万元/年をそれぞれ上限とする
- 燃料電池使用の公共バス50台以上を導入し、増加したコストに対し補助金を支給する
- 自動車向け水素充填施設の設置を支援するため、投資総額の30%を上限に補助金を支給する
- 小売り販売価格が35元/kg以下の水素充填施設に対し、その水素販売量に基づき補助金を支給する。補助基準について、2021年度は20元/kg、2022～2023年度は15元/kg、2024～2025年度は10元/kgをそれぞれ上限とする
- 本政策は2021年11月1日より実施し、有効期間は2025年12月31日までとする

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<https://fgw.sh.gov.cn/gfxwj/20211103/fee6ba4e289b4d628af2027d651b1a0e.html>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

**【照会先】**

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。